

令和2年度 第3回 諏訪市農業委員会議事録

第3回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

公表用

- 1 日 時 令和2年6月25日(木) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員数
農業委員 10名
会 長 8番 小泉 幸善
会長代理 1番 矢崎 勝美
会長代理 4番 小松 眞知男
農業委員 2番 一ノ瀬 和廣
3番 後町 千文
5番 關 真梨子
6番 笠原 清一
9番 小松 賢次
10番 飯田 吉三
12番 小松 忠一

農地利用最適化推進委員 9名
溝口 稔
小池 義房
宮澤 利明
宮坂 俊作
藤森 英幸
岩波 丈夫
矢澤 直治
林 正勝
笠原 一光
- 4 欠席委員 7番 藤森 茂喜
推進委員 松木 敏文
- 5 農業委員会事務局 局 長 小平 茂徳
次 長 小泉 敏宏
主 査 武居 昌紀
- 6 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 7 署名委員 3番 後町 千文
4番 小松 眞知男
- 8 会議の概要 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は適正に行われている。(該当議案なし)

| | |
|-------------------|---|
| ○委員会成立報告 | |
| 事務局 (小平茂徳局長) | <p>定刻になりましたので、只今から令和2年度第3回諏訪市農業委員会を開会致します。</p> <p>本日の欠席農業委員は7番藤森茂喜委員。11名中10名出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。</p> <p>また、欠席農地利用最適化推進委員は松木敏文委員です。出席委員9名です。</p> |
| ○議事録署名人の指名 | |
| 事務局 (小平茂徳局長) | <p>諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に3番の後町千文委員、4番の小松眞知男委員を指名します。それでは以後の進行を小泉会長にお願いします。</p> |
| ○会長あいさつ | |
| 会長 (小泉幸善会長) | <p>ご苦労様です。我々の任期もちょうどあと1年となりました。あと1年宜しくお願いします。</p> <p>では早速議事に入ります。1ページ、議案6号 農地法第3条の規定による許可申請、四賀の宮下通ですか、この件についてご説明をお願いします。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>○議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について (関連あるため 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請の内容を一部含む)</p> | |
| <p>12番 (小松忠一委員)</p> | <p>小松から説明いたします。四賀の宮下通ですが、場所としては[詳細な説明]となります。この場所は今不耕作でつくっていないのですけれど、すぐ隣を耕作している〇〇さんという方がいらっしゃるのですけれど、その人が続けて農業を、田圃畑として作るということで、売買でその農地を渡すということになります。</p> <p>この場所は、車とか普通の農機具が入れない場所、畦でしか入って行かない場所で、なおかつ譲渡人の〇〇さん、〇〇さんはお二人とも〇〇歳、〇〇歳と高齢ということで、この田圃ですけれど現在つくられておりません。お二人のお子様たちが草刈り等やっているだけという状況でした。</p> <p>この隣をつくられている[譲受人]が購入して、畑若しくは田圃として耕作していくということで売買となりました。売買金額は坪〇〇円。トータル〇〇万円近くで売買するという内容です。[譲受人]は自分の田圃が矩形に続いているということで耕作がしやすい、近くの方としてお願いされたということで売買という形になりました。以上です。</p> |
| <p>会長 (小泉幸善会長)</p> | <p>はい、ありがとうございました。この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> |
| <p>6番 (笠原清一委員)</p> | <p>買う方の適正はあるのでしょうか。面積は？</p> |
| <p>会長 (小泉幸善会長)</p> | <p>買って3反歩となればよい。借りていてもそれを含めて3反歩になればよい。</p> <p>他にはございますか。</p> <p>それではこの件について許可してよろしいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成ということでありがとうございました。</p> <p>続きまして2ページ、この2ページと3ページ、4ページ、とんで11ページ、この4件は関連がありますので、一括説明をしていただき、採決はそれぞれ取りましますのでお願いします。それでは説明をお願いします。</p> |
| <p>1番 (矢崎勝美委員)</p> | <p>矢崎から説明をさせていただきます。今会長からお話がありましたとおり場所は[詳細な説明]小路の右側にある農地ということで、関係する方は本家、分家の親戚関係にあり、土地が相続等により細かく分割されて所有していた。所有の仕方が身内みたいなものですが入り組んでいたことから、この際相互に持っている土地についても話し合いできちんと整理し、効率よく耕作できるようにしよう。</p> <p>関係するお宅は小路に沿って宅地があるものですから、その宅地への出はいりについても車の出入り等便利なようにしたいと、そういうことで双方が協議の結果申請をしたいということのようです。</p> <p>まず No4とNo5ですが、〇〇㎡ほどの土地をお互い交換したいという内容で、No4は中洲前田[地番]、台帳・現況田、面積〇〇㎡、現在の所有者は〇〇さん、耕作面積は〇〇㎡以上。譲り受ける方は〇〇さん、耕作面積は〇〇㎡余。一緒に説明させていただきます No5の[地番]、台帳・現況田、面積〇〇㎡とほぼ同じ面積ということで、お隣同士小さな水路を挟んでの土地であるということで、それを交換しお互いの土地が広い大きな土地に整理できるという条件になりますので、お互いに交換したいとなったということでありまます。</p> <p>この図(議案)だけでは、その必要性ですとか、交換によってどれだけ便利になるかということが分かりにくいかもしれませんが、私の手元(資料の図面)にはこういう土地になっていて、こことここを入れ替えてここを売ってここをあげるよという、そういうことをやればお互いに広い土地になるねと、わかるようになっておりますので、必要でしたら回させていただきます。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>ということで、No4、No5につきましては、AさんとBさんがそれぞれ隣のほぼ同じ面積のものを交換するという申請でありまして、3条関係でありまして、私の見るところ特に効率化、便利になること以外に不具合はないかと判断できるかと思えます。</p> <p>ページを送って No6であります、これも全くお隣の土地となります。中洲前田〔地番〕、田、〇〇㎡と、田、〇〇㎡。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんということになります。</p> <p>〔譲受人〕は先ほど No4の譲受人である〇〇さんの奥さまで、〔No4譲受人〕と共に現在農業を営んで同一生計・同一経営をされている方です。〔譲受人〕の〇〇㎡という耕作面積は、〔No4譲受人〕お持ちの田畑〇〇㎡を含む申請になっています。従いましてその差の数字、約〇〇㎡が〔譲受人〕名義の土地となります。事務局に確認をしたら、一緒に農業をしているということであればご主人の経営面積を含む形で良いのではないかという見解が示されましたので、お二人で約〇〇㎡を耕作しているということで譲受資格を確認しました。</p> <p>併せてNo16、第5条の規定による申請が出されておりますが、ここも土地的にはこれまで説明した土地と接している土地でして、中洲前田〔地番〕、台帳上は田、現況は通路ということです。土地の整理をした時に道の幅が狭いので、4m道路についている道を拡げたいと計画したとありまして、〇〇㎡については道路敷みみたいな形で駐車場にしたいということです。先ほど申し上げた図(手元資料)では良く分かるのですが、小路を広げて2倍以上に、1.5mの小路を4mにする。宅地及び農地を市に寄付して、市道に採択を申請済みです。</p> <p>先ほど建設課に確認してきましたら、審査の結果問題ないのでここで許可したと、小路が拡げられて寄付が認められて4mの市道が認められたという状況であります。</p> <p>その市道に接する狭い部分であります、そこを駐車場に使う、要するに自分の敷地の物置や車庫に入って行くための通路になるのですが、その部分は車庫としまして使いたいということで5条申請となったということです。</p> <p>面積は〇〇㎡、申請目的としては通路及び駐車場、台数は〇〇台を予定しています。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんということになります。現況は通路となっており、狭い小路であるがゆえに自分で埋め立てて車がぎりぎり通れるようにしていたということで、これは農転申請がなされずとなります。ということで行政書士を通じて経過の説明書・お詫びの文書が出されておりまして、本人はお嫁さんですので自分がされたということではなく、相続を受ける前から通路として軽トラが通れるくらいの道として使われていたという場所です。ということで今回顛末書が出され5条申請がされました。</p> <p>(面積は)少しばかり、また親戚ということもあり、形としては贈与がよからうという申請であります。先ほど説明を落としてしまいましたが、No6の中で〇〇㎡は〔譲受人〕〇〇さんに売買するという部分についても、身内として付き合っている関係上、契約書がどういう形になっているかはわかりませんが、坪〇〇円で売買となったということです。</p> <p>説明がごちゃごちゃとしましたけれども、すべてが同一の場所で幾筆かにわかれている部分を、小路のところの田を一部分市に寄付をして市道にし、お互いの持ち分を整理し耕地の効率化を図った、ということでこのような申請がされておりまして確認をいたしました。以上です。</p> |
| <p>会長 (小泉幸善会長)</p> | <p>ありがとうございます。No4、5、6、16の4件をまとめて説明頂きましたけれどこの4件についてご意見ご質問はありますか。</p> |
| <p>推進委員 (藤森英幸委員)</p> | <p>No4と No5は、先ほど説明のとおり〇〇㎡と〇〇㎡。〇〇㎡違うだけで、ましてや本家と分家という関係の中で、等価交換ということでお金のやりとり</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>はななくて終わったと理解して良いでしょうか。 それから、売買については坪〇〇円で売買を行うと。</p> |
| <p>1番 (矢崎勝美委員)</p> | <p>はい、そうです。</p> |
| <p>会長 (小泉幸善会長)</p> | <p>ほかにはありますか。</p> |
| <p>9番 (小松賢二委員)</p> | <p>建設課で寄附採納が許可になったということですが、それはいつの話ですか。</p> |
| <p>1番 (矢崎勝美委員)</p> | <p>この申請があった時に、見通しを聞きに行きましたら担当者がおらずに、審議中です、特に問題はないと思います、というような口頭での見解がありました。本日その件はどうなりましたかと確認をしたら、市道への寄附採納が認められて登記も終わったところですよという説明でありました。</p> |
| <p>9番 (小松賢二委員)</p> | <p>ここはどんづまりの道路ですよ。普通はこのような道は受け取らないと思います。</p> |
| <p>事務局 (小泉敏宏次長)</p> | <p>そこは南中に向けて細い道が抜けています。市道認定がされている場所です。その奥は繋がっています。それで許可が下り、寄附いただいたと思います。</p> |
| <p>会長 (小泉幸善会長)</p> | <p>ありがとうございます。他にはありますか。 それでは採決に移ります。最初に2ページ、No4、この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成であります。 続いて No5、この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成であります。 続いて No6、この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成であります。 続いて11ページの No16、この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成であります。ありがとうございました。 続きまして5ページ、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請 No10、四賀、この件について説明をお願いします。</p> |

| ○議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について | |
|-----------------------------|--|
| 12番 (小松忠一委員) | <p>小松から説明します。</p> <p>場所は[詳細な説明]に沿った、旧田圃の今耕作していませんが、その土地を賃借権の設定ということになっております。</p> <p>貸す方は〇〇さん。〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。その方たちが持っている土地を、[地名]にある〇〇という土木工事とか解体工事をされているところが、[地名]でやっているのですが、解体工事とかそういうものを諏訪とか下諏訪でやると、毎回ショベルカーとか重機を持ってこなければいけないということで、諏訪のこの場所を借りて、営業所的な中継場所にしたいということで、賃借権設定をしたいという内容です。</p> <p>その場所につきましてはほとんどが駐車場で、一部従業員用の事務所、2階建ての中古のプレハブを2棟建てるということで、残りは重機、ショベルカー一何かを10台止められる。トラックは2t車、1t車を最大20台止められる駐車場及び働いている方の車を止められる駐車場として、そこから解体場所とか建設場所に重機を持ち込んで作業するための場所にしたいとなっています。</p> <p>坪年間〇〇円の賃貸料なので、年〇〇万円の賃貸料で使いますよというかたちになっています。土地の周りには2m強のフェンスを立てて小さい子供が入ってこないようにして安全を確保するというのと、今ある田圃に盛り土、砂利を敷いたりして駐車場とします。事務所に関してはトイレなどのために下水道を繋いで、水道下水道を繋いでやりますというかたちで農地を転用したいという内容になっています。以上です。</p> |
| 会長 (小泉幸善会長) | <p>ありがとうございました。この件に関してご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>では、No10、この件許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。</p> <p>続いて、6ページ、No11、上川二丁目、この件についてご説明をお願いします。</p> |
| 推進委員 (宮坂 俊作) | <p>それでは宮坂から説明いたします。</p> <p>場所は[詳細な説明]で、所在は上川二丁目、地番は〇〇、地目は台帳上田、現況は荒田荒畑ということで、面積〇〇㎡、申請目的は貸駐車場、新設、台数は〇〇台。</p> <p>申請人は、譲渡人が[地名]の〇〇さん、譲受人が[地名]の〇〇さん、〇〇さん。契約内容が贈与ということで、[譲渡人]の長男が[譲受人]となります。</p> <p>今回の申請地は、都市計画上では準住居地(※言い誤り)となっています。周りはすべて宅地であり、農業への影響はない。また、隣地との境界はすでに確認済みになっています。</p> <p>申請目的ですが、譲渡人は高齢で耕作不能であるため息子夫婦に贈与し、貸駐車場経営をさせたい。また、駐車場を借りる方ですが、[会社名]諏訪店、そこに入っている[テナント]、[テナント]、併せて〇〇台を、[会社名]から徒歩5分で便利ということで借りたいということで、両方が一致したということです。</p> <p>雨水は自然浸透式です。雑排水はありません。小和田牧野農協の同意書がついています。</p> <p>資金ですが、自己資金で[金融機関名]からの残高証明書が付いております。内訳は整地代として〇〇万円。その他予備費として〇〇円が、併せて〇〇円が工事費となっています。</p> <p>なお、今回の申請地の(図面上)左上は、昭和49年に農地転用が行われ[譲渡人]が経営する有限会社〇〇の倉庫がありますが、南南西側に資材を</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>置いた関係上屋根をつけ2mほど出てしまいました、ということで顛末書が出されています。</p> <p>貸駐車場の代金ですが、月〇〇円/台ということで契約しているようです。年間にすると〇〇円が[会社名]から支払われるということが示されております。以上です。</p> |
| 会長 (小泉幸善会長) | <p>ありがとうございました。この件についてご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>では No11、この件について賛成いただける方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。</p> <p>続いて7ページ、No12、中洲町田、この件についてお願いします。</p> |
| 3番 (後町千文委員) | <p>No12について、後町から説明します。</p> <p>所在は中洲町田〇〇、地目は台帳田、現況は昨年からは休耕田となっています。面積は〇〇㎡、約〇〇坪。</p> <p>申請目的は、譲受人が[建設会社]に言って2階建て2棟、(建築面積計)〇〇㎡の共同住宅を新築すると。</p> <p>譲渡人は、[地名]の主婦〇〇さん〇〇歳、平成9年に実父〇〇氏から相続し、昨年度まで水稻耕作していましたが、住まいが遠方につき耕作を諦め、売却を目的に昨年からは検討していました。譲受人は[地名]にて不動産賃貸業を生業にしております〇〇さん〇〇歳、契約内容は売買です。</p> <p>本件所在地ですが、[詳細な説明]でして、住宅農地が混在。隣接する北側と西側は農地利用の用悪水路、南側は住宅やアパートが建っています。境界確認等ではありますが昨年7月11日区立会いで隣地及び官民界確認済み。同日下金子区とで環境保全の確約書も取り交わされています。</p> <p>取水排水に関する措置は、雨水については地下浸透柵を設置して処理。上下水道は公共上下水道に接続。</p> <p>購入者の資金計画は、土地代が〇〇万円、坪約〇〇円。建築費用が〇〇円、諸経費が〇〇万円、計〇〇円。これは全額本件を請け負います[建設会社]の関連会社〇〇からの借り入れで、同社の融資証明書が添付されています。</p> <p>以上、購入者が[地名]と遠方で、不動産賃貸業とはいえ〇〇歳と高齢で相続対策の感が強く、本人の息子〇〇歳と[建設会社]主導での案件、今後の必要性は兎も角計画には問題はないと思料いたします。審議のほど宜しくお願いします。</p> |
| 会長 (小泉幸善会長) | <p>ありがとうございました。No12、この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> |
| 推進委員 (藤森英幸委員) | <p>聞き逃したかもしれませんが、この[譲渡人]と[譲受人]なのですが、何か・・・</p> |
| 3番 (後町千文委員) | <p>私も[譲受人]とは会っていない、[地名]の人なので。</p> <p>[譲渡人]という方は、このまえでの〇〇さんという家の娘で、〇〇さんが亡くなってこれを相続した。[地名]にお嫁に行き亭主は[会社名]。その関係なのかと聞きました。本人が遠くて耕作できないということで〇〇不動産に買ってくれないかと話をした。そうしたら〇〇不動産と[建設会社]のキャッチボール。おそらくいろいろな取引の関係で繋がりがあろうかと思うのですが、そうしたことで遠方の[譲受人]を紹介された。だから[譲渡人]も[譲受人]と会っていない。全部[建設会社]と[譲受人]との間で成された。そういったことです。</p> |
| 推進委員 (藤森英幸委員) | <p>いずれにしても[地名]の方が買われた。</p> |
| 3番 (後町千文委員) | <p>[地名]の方も〇〇歳と高齢で、その息子との間で話をした。そういったことのように。</p> |

| | |
|------------------|--|
| | 〔建設会社〕、やはり大手の不動産というのはそういうことでキャッチボールをしながら・・・ |
| 推進委員 (藤森英幸委員) | 近くの方が買われて〔建設会社〕というなら分かるけれども・・・。〔地名〕の方が買われて〔建設会社〕に丸投げで面倒見てくれと、こういう形になっているのだね。 |
| 3番 (後町千文委員) | 〔建設会社〕も住宅の関係の国の機関を利用するケースと、何らかの理由があるものは〔関連会社〕を使う。これは金利が2.475%で割と高いと思う。変動金利であり一定の期間は割と低く抑えていて、一定の期間が過ぎると急に金利が上がってくる。2.475%というレートは今では割と高いけれどもこの〔譲受人〕は相当戸数をもって展開している。ただその主導は息子が父の名義で対応しているということのようです。 |
| 会長 (小泉幸善会長) | 他にはありますか。それでは No12、この件を許可してもよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。 続きまして8ページ、No13、上川一丁目 この件について説明をお願いします。 |
| 6番 (笠原清一委員) | 笠原から説明します。 所在上川一丁目、地番〇〇、〇〇、地目は両方とも田、現況は両方とも荒畑。面積〇〇㎡と〇〇㎡で合計〇〇㎡です。申請目的は資材置場としたいと。資材と言ってもストーブに使う薪置き場としたい。 譲渡人が〔地名〕の〇〇さん、〔地名〕の〇〇さん。譲受人が〔地名〕の〇〇さん。契約内容は売買となっております。 場所は〔詳細な説明〕になります。 理由は、譲渡人の〇〇さん、〇〇さんが耕作するのが大変になってきた、そして譲受人の〇〇さんは薪ストーブを使っており相当な薪の量を使いまして、その置く場所を探していたところ、丁度良いということでこの場所をとということです。 資金計画は土地購入費で〇〇万円、造成費が〇〇万円、合計〇〇万円です。資金は〇〇万円を〔金融機関名〕より借り入れます。融資証明書が付いています。ストーブの薪を置くということで、多少は日当たりに影響が出るということですがたいした高さではありませんのでほとんど隣接農地への影響はないかと思われまます。また、し尿雑排水については発生しません。現場は砂利を敷きまして、雨水は敷地内での浸透となります。5月2日に境の確認をしています。以上です。 |
| 会長 (小泉幸善会長) | それでは No13、この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。 |
| 12番 (小松忠一委員) | 素朴な疑問ですけど、商売でなくただ薪を置くと、〇〇万円を使って。 |
| 会長 (小泉幸善会長) | 他にはありますか。 それでは No13、この件許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。 次に9ページ、No14、中洲新田、この件について説明をお願いします。 |
| 推進委員 (岩波丈夫委員) | 岩波が説明します。 所在大字中洲字新田、地番〇〇、地目は台帳田、現況畑、面積〇〇㎡です。 申請目的が宅地分譲、事由は新設、区画数は6区画です。譲渡人は〔地名〕の〇〇さんと〔地名〕の〇〇さん。譲受人は〔地名〕の株式会社〇〇です。契約内容は売買です。 場所は、〔詳細な説明〕になります。土地の選定理由としては、〔譲受人〕は土地の売買斡旋をしている業者です。用途地域内で諏訪市街地、茅野市方面へ通勤可能な場所であり利便性が高い場所であり、県道諏訪湖四賀線の |

| | |
|------------------|--|
| | <p>沿線に近く各種店舗もあり住宅を建設するには最適な地域であると考えます。この計画は顧客が見込まれるため宅地分譲地として譲り受けて工事を予定です。</p> <p>売買の理由は、(譲渡人は)[地名]と今回の場所のすぐ近くに住んでいるのですが、相続をしたが耕作できないためです。たまたまこの話がありまして売買したいということです。</p> <p>西側が道路で東側が宅地なので周辺への影響は少ないと考えます。</p> <p>西側道路のすぐ脇に宅地がありまして、こちらと一緒に購入するということです。</p> <p>雨水の排水は、処理施設として宅地浸透枡を設けます。あとは地下浸透とします。雑排は公共下水道に流します。</p> <p>資金計画は土地購入費〇〇万円、宅地分が〇〇万円、田圃分が〇〇万円。その他の造成費として〇〇万円。自己資金でやるそうです。[金融機関名]の残高証明が付いています。資金的には問題ないと思います。以上ですが何かありましたらお願いします。</p> |
| 3番 (後町千文委員) | <p>自宅も売るのがかな。口元が自宅だよ。古い家だけれど。(本件申請地は)その奥になるわけだ。(そうです。)</p> <p>[譲渡人]と[譲渡人]は兄弟ですか。(そうです。)</p> |
| 会長 (小泉幸善会長) | <p>他にはありますか。それでは No14、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございます。続きまして10ページ、この件について説明をお願いします。</p> |
| 推進委員 (笠原一光委員) | <p>豊田の笠原です。宜しく申し上げます。最初にこの案件につきましては、所在地湖南であり、当初の確認申請は湖南の藤森英幸委員にお願いしましたが、申請者の生活圏が豊田ということでお話(確認の求め)があり、私の方から説明させていただきます。(※申請地は豊田と湖南の境界付近であり、両者が込み入った地形となっている。)</p> <p>それでは改めて説明します。この地域は農業振興地域であって、平成30年〇〇月〇〇日に農振除外の事前協議書が提出されている土地です。その後令和元年〇〇月〇〇日付けで農振除外となっています。</p> <p>まず所在地ですが、湖南の原畑、地番は〇〇、〇〇、地目は台帳現況とも畑、面積は〇〇㎡、〇〇㎡で計〇〇㎡。2階建ての住宅1棟を新築。建築面積は〇〇㎡です。</p> <p>申請者は、使用貸人が[地名]の〇〇さん、使用借人は[地名]の〇〇さん、親子関係となります。契約内容は使用貸借権設定となります。</p> <p>資金計画は、自己資金〇〇万円、[金融機関名]からの借入金〇〇万円の計〇〇万円。[金融機関名]の残高証明書と[金融機関名]との融資の書類が付いています。支出は建物建築一式〇〇万円。その他諸経費として〇〇万円となっています。</p> <p>隣接する農地とは距離を置き建築し、汚水は浄化槽を設け処理、雨水は地下浸透とするとのことであり、周囲への影響はないものと思われま。</p> |
| 会長 (小泉幸善会長) | <p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>それでは No15、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございます。</p> <p>続きまして12ページ、No17、この件について説明をお願いします。(※11ページ、No16は、議案第6号に併せて審議済み。)</p> |
| 6番 (笠原清一委員) | <p>笠原から説明します。</p> <p>所在は洪崎、地番〇〇、登記地目は田、現況は休耕状態です。面積は〇〇㎡、[賃借人]の駐車場として新設〇〇台を予定しています。</p> <p>契約内容は20年間の賃借権設定であり、賃貸人は[地名]の〇〇さん、[地名]の〇〇さん、[地名]の〇〇さん、[地名]の〇〇さんの4名です。この</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>方々は姉妹です。賃借人は、〇〇株式会社となります。事業費は〇〇円。〔金融機関名〕の残高証明書が提出されています。</p> <p>駐車場という用途であり、周辺農地への日照通風の影響は軽微と思われます。雑排水は生じず、砂利敷きとし雨水は地下浸透となります。また、小和田牧野農業協同組合の同意書が添付されています。</p> |
| <p>推進委員 (藤森英幸委員)</p> | <p>賃借人4名というのは、相続が終わっていないのですか。共有ですか。</p> |
| <p>事務局 (武居昌紀主査)</p> | <p>登記簿が付いており、平成23年相続で4名共有になっています。 (※地代を聞かれたが確認できず。)</p> |
| <p>会長 (小泉幸善会長)</p> | <p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 それでは No16、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。ありがとうございました。 以上で議事はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。 その他何かありますか。</p> |

事務局から事務連絡伝達。

次回予定(第4回 令和2年7月27日 月曜日 502会議室 午後2時から)を確認し、閉会。